

記載例 1

確定申告をした上場株式等に係る配当所得について市民税・県民税は全て申告しない場合

特定配当等・特定株式譲渡所得金額申出書 記載例

記載例 2

確定申告をした上場株式等に係る配当所得・譲渡所得について市民税・県民税は一部課税方式を変更する場合

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申出書

(市民税・県民税申出書) 年度 (年分相当分)

申出者 氏名 住所

ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書(コピー可)の添付をお願いします。
税務署へ提出済の場合は、下記の※にチェックをして下さい。

1. 該当する課税方式の選択にチェックをお願い致します。

私は所得税の確定申告を行った上場株式等に係る 配当所得 譲渡所得 配当所得・譲渡所得 について

市民税・県民税は 全額申告不要 [例：㊦総合課税⇒㊦申告しない] 課税方式の変更 [例：㊦総合課税⇒㊦分離課税] を選択します。

※ 特定口座年間取引報告書は税務署に提出済

2. 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得 ※損益通算前		住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	144,536円
	分離課税分	円
上場株式等の譲渡所得等		円

3. 上記の確定申告した(予定含む)上場株式の所得について、市民税・県民税では下記の所得といたします。

※損益通算前		住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	0円 申告書裏「所得金額オ-5」に転記ください 申告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」に転記ください。(9138)
	分離課税分	円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転記ください 申告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」に転記ください。(9138)
上場株式等の譲渡所得等		円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転記ください 申告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」に転記ください。(9238)

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申出書

(市民税・県民税申出書) 年度 (年分相当分)

申出者 氏名 住所

ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書(コピー可)の添付をお願いします。
税務署へ提出済の場合は、下記の※にチェックをして下さい。

1. 該当する課税方式の選択にチェックをお願い致します。

私は所得税の確定申告を行った上場株式等に係る 配当所得 譲渡所得 配当所得・譲渡所得 について

市民税・県民税は 全額申告不要 [例：㊦総合課税⇒㊦申告しない] 課税方式の変更 [例：㊦総合課税⇒㊦分離課税] を選択します。

※ 特定口座年間取引報告書は税務署に提出済

2. 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得 ※損益通算前		住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	144,536円
	分離課税分	円
上場株式等の譲渡所得等		100,876円

3. 上記の確定申告した(予定含む)上場株式の所得について、市民税・県民税では下記の所得といたします。

※損益通算前		住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	0円 申告書裏「所得金額オ-5」に転記ください 申告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」に転記ください。(9138)
	分離課税分	円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転記ください 申告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」に転記ください。(9138)
上場株式等の譲渡所得等		100,876円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転記ください 申告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」に転記ください。(9238)

申告書転記方法【表-記載例 2 の場合】

申告書 表

		A 収入金額		B 必要経費等	所得金額 (A - B)		
雑	給与	カ		給与所得控除	⑥		
	公的年金等	キ		公的年金等控除	⑦		
	その他 (個人年金等)	ク					
		A 収入金額		B 必要経費	C 専従者控除額	所得金額 (A - B - C)	
	営業等	ア				①	
	農業	イ				②	
	不動産	ウ				③	
	利子	エ				④	
	配当	オ				⑤	
		A 収入金額		B 必要経費	C 差引金額 (A - B)	特別控除額	所得金額 (差引金額 - 特別控除額)
総合譲渡	短期					ケ	
	長期					コ	
	一時					サ	
		総合課税の譲渡・一時		ケ + { (コ + サ) × 1/2 }		⑧	
		所得金額の合計		⑥ + ⑦ + ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑧		⑨	0

分離課税に係る所得等のある方は、裏面アの分離課税に関する事項に記入してください。

所得税の確定申告書をした上場株式等に係る配当所得・譲渡所得について市民税・県民税は申告不要制度を選択します。

申告書 裏

所得の種類	所得の生ずる場所	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 所得金額 (C-D)
上場株式譲渡所得						1,775,442
						特例適用条文

イ 給与所得の内訳

日給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日給	勤続日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

ウ 扶養控除追加記入欄

※別居の扶養親族を再掲する場合、氏名と住所をご記入ください。

フリガナ	生年月日	年	月	日	住所
1 氏名					
	個人番号				続柄
					同居・別居
					身体・精神・障害 (級)・認定 (特・普)
2 氏名					
	個人番号				続柄
					同居・別居
					身体・精神・障害 (級)・認定 (特・普)

エ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	0
株式等譲渡所得割額控除額	100,876

オ 配当所得に関する事

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

注意事項

- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)
- 源泉口座における上場株式等の譲渡による所得とその源泉口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座における上場株式等を譲渡したことにより譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得も併せて申告しなければなりません。
- 申出書の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、市民税課職員よりお電話等でお尋ねをする場合があります。

お問い合わせ先
市民税課 ☎096-328-2181